

## 河川の管理に関する行政評価・監視 〈改善措置状況の概要〉

総務省関東管区行政評価局は、河川の適正な管理を推進する観点から、国土交通省関東地方整備局による直轄管理河川の管理状況(平成26年度に当局が実施した調査での指摘事項のフォローアップを含む)を29年8月から調査し、30年1月31日、同局に対して結果及び所見を通知しました。

この度、当局が示した所見に対する改善措置状況について、関東地方整備局から回答がありました。同局は、河川の適正な管理を推進するための措置を更に強化しており、改善が図られた主な事例を中心に、その内容を公表するものです。

関東地方整備局は、引き続き不法占用等への指導、対応を行っていくとともに、是正が困難なものについては、簡易代執行等の強制措置も視野に入れ対応を検討していくとしています。



調査期間：平成29年8月～30年1月  
対象機関：関東地方整備局  
通知日：平成30年1月31日  
回答日：平成30年6月15日

### 【本件照会先】

関東管区行政評価局  
評価監視部  
第7評価監視官 橋  
電話：048-600-2306

# 主な改善措置状況

## 1 不法占用への対応

### 主な所見

是正措置の進捗管理の徹底とともに、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分や簡易代執行等を速やかに実施

改善事例：簡易代執行の実施例  
(荒川上流河川事務所)

### 改善前



### 改善措置状況

管内河川事務所からの不法占用等に係るヒアリングを通じ、是正措置の進捗管理を一層徹底し、適切な指導、対応措置を実施。なお是正されないものについては、簡易代執行等の強制措置も視野に入れ対応を検討

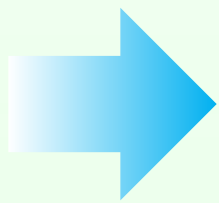
これまで不法占用物件への警告書の貼付等による指導を行ってきたが、行為者による自主的な撤去に至らなかったため、簡易代執行を実施。釣り台(釣りのために設けた足場、台座等)19基、小屋3棟、不法耕作地1か所を撤去

### 改善後 (釣り台を撤去)



改善事例：簡易代執行の実施例：続（荒川上流河川事務所）

改善前



改善後（小屋等を撤去）



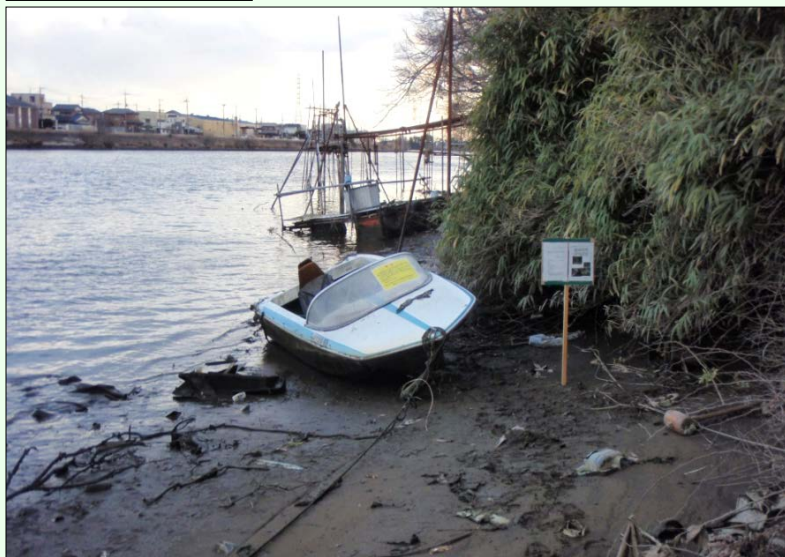
## 2 不法係留船対策の推進

### 主な所見

不法係留船の発見時において警告看板の設置など必要な初動対応を行い、所有者を速やかに特定の上、指示書の交付等、是正措置を着実に実施。なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分及び行政代執行等を速やかに実施  
船舶所有者不明の場合、簡易代執行等の措置を着実に実施

### 改善事例：簡易代執行の実施例（江戸川河川事務所）

#### 改善前



### 改善措置状況

マニュアルに基づく不法係留船発見時の初動対応や、警告表示・指示書の交付等の是正措置を実施。なお是正されないものについては、簡易代執行等の強制措置も視野に入れ対応を検討

江戸川河川事務所は、平成30年3月、簡易代執行により不法係留船4隻を撤去  
なお、荒川上流河川事務所においても、平成30年1月及び2月に簡易代執行により不法係留船2隻を撤去

#### 改善後



### 3 河川管理施設等の適正な維持管理

#### 主な所見

- ・ 河川巡視及び点検において、河川管理施設の損傷等によりその機能の維持に支障が生ずるおそれが認められた場合、是正措置を速やかに実施
- ・ 占用許可施設については、占用許可の条件が遵守されるよう、許可受者に対する指導を徹底

#### 改善事例：安全保持のための柵の高さを確保 (江戸川河川事務所)

##### 改善前

土砂が堆積しやすい場所という事情もあり、護岸に土砂が堆積。本来の柵の高さが確保できていない状況

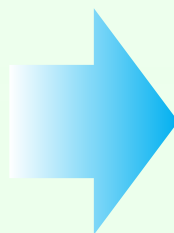


#### 改善措置状況

- ・ 河川管理施設について、河川巡視及び点検により機能の維持に支障が生じると判断した場合は、引き続き適切な措置を講じている
- ・ 占用許可施設について、履行検査等の結果に基づき、許可受者に対して引き続き適切な指導に努めている

##### 改善後

江戸川河川事務所は、平成30年2月、ロープ等による立入り禁止措置及び注意喚起看板を設置し、経過観察していたが、土砂の撤去が望ましいと判断。平成30年5月に堆積土を除去。引き続き、土砂の堆積状況を経過観察



改善事例：堤防法面を掘削し植栽（江戸川河川事務所）

改善前



中川左岸堤防の法面に掘削を伴う植栽が行われており、堤体が損傷を受けるおそれ

改善後



江戸川河川事務所は、現地に看板を設置し、告知  
平成29年12月に植栽等の撤去及び芝による法面の保護を実施

改善事例：占用許可区域内に許可外の工作物を設置（江戸川河川事務所）

改善前



江戸川左岸の運動場の占有者が占有許可外の工作物を設置

改善後



江戸川河川事務所による指導の結果、占有者は平成30年3月に占有許可外の工作物を撤去

※ 改善前(左)写真の工作物(箱状のネット等)を撤去。改善後(右)写真に残るネット等は占有許可済みである。

## 対応中の事例：樋門の堤外水路への船舶の放置（利根川下流河川事務所）



### <調査結果>

利根川右岸に設置された樋門の堤外水路に不法係留船等20隻が放置。これらが出水時に流出すると、樋門のゲート部を閉塞するなど、樋門の機能に支障を生ずるおそれ

### （利根川下流河川事務所における対応方針等）

- ・ 平成30年1月に船体番号の調査を実施した結果、20隻中7隻の船体番号が判明
- ・ 船体番号が判明したものについて、船体番号による所有者確認を行い、指導を実施
- ・ 船体番号が判明しなかった13隻については、地元住民及び漁協へ聞き取り等を行い、所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位を付け簡易代執行等強制措置の実施を検討

## 対応中の事例：占用許可区域内の土地の掘削（利根川下流河川事務所）



### <調査結果>

許可を受け占有している運動施設（野球場）の周囲の土地（占用許可区域内）を許可を受けずに掘削

### （利根川下流河川事務所における対応方針等）

- ・ 占有者に対し、平成30年1月に原状回復するように指導
- ・ 同年4月時点で未対応であったため、5月から再度、原状回復するよう指導中

## 4 占用許可申請等の適正化

### 主な所見

- ・ 占用許可の更新が未申請のものについて、速やかに更新申請を行うよう占有者を指導
- ・ 河川占用許可標識が未設置のものについて、速やかに設置するよう占有者を指導
- ・ 標識に占有者の連絡先がないなど記載事項が適正でないものについて、必要事項を明記するよう占有者への指導を徹底

未設置だった標識が設置された例



### 改善措置状況

占用許可期間が経過している占有者に対して、速やかに更新申請を行うよう指導するとともに、標識が未設置又は標識の記載内容に不備がある場合は、標識の設置や必要事項の記載について、占有者に対する指導を徹底



### 指摘事項別の改善措置状況(平成30年4月末時点)

指摘事項	指摘事例数 (注1)	指導の結果	
		改善	指導中
許可の更新が未申請 (許可期間を経過)	47	25 (注2)	22
標識が未設置(注3)	7	2	5
標識の記載事項が 適正でない(不備あり)	4	3	1

- (注)1 「指摘事例数」は、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における、前回調査の指摘に係るもので未改善のもの及び今回調査で新たに指摘したものの合計数である。
- 2 占用廃止となったもの(7件)を含む。
- 3 「標識が未設置」には、一括して占用許可を受けている複数の施設のうちの一部が未設置のものを含む。

◇ 行政評価・監視結果の関東地方整備局管内における共有

平成30年4月に開催した河川事務所担当課長会議及び担当者会議等において、管内全ての河川事務所に対し評価・監視結果等を周知し、それを踏まえた指導を実施



(別添)

河川の管理に関する行政評価・監視結果に基づく回答等

所見表示要旨 (通知年月日：平成30年1月31日)	回答要旨 (回答期限：平成30年6月15日)
<p>1 河川の適正な管理</p> <p>(1) 河川管理施設等の適切な維持管理</p> <p>ア 河川管理施設、許可工作物の適正な管理</p> <p>関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、更に次の措置を強化する必要がある。</p> <p>① 河川巡視及び点検において、河川管理施設の損傷等によりその機能の維持に支障が生ずるおそれが認められた場合は、速やかに是正措置を講ずること。</p> <p>② 占用許可施設については、占用許可の条件が遵守されるよう、許可受者に対する指導を徹底すること。</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における河川管理施設等の維持管理状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>(ア) 河川管理施設</p> <p>前回調査において、当局が指摘した3事例のうち、2事例は関東地方整備局により改善されている。</p> <p>しかし、柵の破損箇所の修繕及び土砂の除去は行ったものの、土砂が堆積しやすい場所であることから、再び水門付近の護岸に土砂が堆積し、安全保持のため十分な柵の高さが確保できていないものが1事例（江戸川河川事務所）みられた。</p>	<p>1 河川の適正な管理</p> <p>(1) 河川管理施設等の適切な維持管理</p> <p>ア 河川管理施設、許可工作物の適正な管理</p> <p>関東地方整備局は、以下のとおり、河川管理施設、許可工作物の適正な管理を一層推進するための措置を更に強化している。</p> <p>なお、平成30年4月に開催した管内河川事務所の担当課長会議及び担当者会議において、今回の行政評価・監視の調査対象事務所以外の事務所に対しても行政評価・監視の結果等を周知し、それを踏まえた指導を行った。</p> <p>① 河川管理施設の適正な維持管理を図るため、河川巡視及び点検の結果に基づき、河川管理施設の機能の維持に支障が生じると判断した場合には、引き続き適切な措置を講じている。</p> <p>[護岸への土砂の堆積：江戸川河川事務所]</p> <p>平成30年2月にロープ等による立ち入り禁止措置及び注意喚起看板を設置し、経過観察していたが、その後、土砂の撤去が望ましいと判断したため、平成30年5月に堆積土の撤去を実施した。引き続き土砂の堆積状況を経過観察していく。</p> <p>[樋門水路への船舶の放置：利根川下流河川事務所]</p> <p>平成30年1月に船体番号の調査を実施した結果、20隻中7隻の船体番号が判明した。船体番号が判明したものについては、船体番号による所有者確認を</p>

<p>また、今回の調査において、新たに次の状況がみられた。</p> <p>① 樋門の堤外水路に放置された不法係留船が出水等により流出した場合、ゲート部を閉塞するなど、樋門の機能に支障が生ずるおそれがあるもの：1事例（利根川下流河川事務所）</p> <p>② 堤防の法面に掘削を伴う植栽が行われており、堤体が損傷を受けるおそれがあるもの：1事例（江戸川河川事務所）</p> <p>(イ) 許可工作物</p> <p>前回調査において、当局が指摘した7事例のうち、6事例は改善されている。</p> <p>しかし、占有者が存置するとして工作物の手続（占有許可の変更）には至っておらず、占有許可区域内において、許可外の施設設置等がみられるものが1事例（江戸川河川事務所）みられた。</p> <p>また、今回の調査において、新たに次の状況がみられた。</p> <p>① 占有許可区域内において、許可を受けずに土地を掘削しているもの：1事例（利根川下流河川事務所）</p> <p>② 占有許可を受けて設置している栈橋の上に、占有許可申請では設置することとされていない小屋が設置されているもの：1事例（江戸川河川事務所）</p> <p>③ 占有許可区域内において、占有許可申請では設置することとされていないコンテナが設置されているもの：1事例（荒川上流河川事務所）</p>	<p>行い、随時指導を行う。</p> <p>船体番号が判明しなかった13隻については、地元住民及び漁協へ聞き取り等を行い所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。</p> <p>〔堤防法面の植栽等：江戸川河川事務所〕</p> <p>地方公共団体と調整した結果、現地に看板を設置し告知した上で、平成29年12月に植栽等の撤去及び芝による法面の保護を行った。</p> <p>② 占有許可施設については、履行検査等の結果に基づき、許可受け者に対して引き続き適切な指導に努めている。</p> <p>〔許可外の施設（バックネット等）設置：江戸川河川事務所〕</p> <p>占有者に対して指導した結果、占有者から平成30年3月に工作物の撤去に向けた工程表が提出され、同月、撤去が完了した。</p> <p>〔占有許可区域内における土地の掘削：利根川下流河川事務所〕</p> <p>占有者に対し、平成30年1月に原状回復するように指導したが、対応に至らなかったため、同年5月に再度、原状回復するよう指導した。引き続き是正指導を継続していく。</p> <p>〔許可外の施設（小屋）設置：江戸川河川事務所〕</p> <p>平成30年1月に、占有者、地元自治体及び国で打合せを実施し、今後のあり方も含めた協議を行った。引き続き、協議を進めていく。</p> <p>〔許可外の施設（コンテナ）設置：荒川上流河川事務所〕</p>
--	--

<p>イ 河川の維持管理に関する履歴の適切な記録</p> <p>関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、河川管理施設の維持管理に関する履歴として必要な事項を継続的に記録し、適切な維持管理に資する情報として活用を図るため、作成要領に則した河川カルテを作成するよう更に徹底する必要がある。</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>前回調査において河川カルテの作成状況を調査したところ、次のとおり、作成要領に則して河川カルテが作成されていない状況が一部の出張所においてみられた。</p> <p>① 堤防、護岸、河道等に関する経時カルテについて、作成していないもの、基本カルテの作成単位（1km単位の区間）ごとではなく出張所の管轄する全区間をまとめて作成しているもの</p> <p>② 堰、水門等に関する施設カルテについて、作成していないもの、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの</p> <p>これに対し、関東地方整備局は、作成要領に則した河川カルテを作成するよう調査対象となった河川事務所を指導するとともに、平成26年9月に河川事務所の担当者会議を開催し、調査対象以外の河川事務所にも調査結果を周知したとしている。</p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所を調査した結果、次の状況がみられた。</p>	<p>占有者に対して指導した結果、平成30年3月にコンテナも含めた出水時の撤去計画書が提出された。</p> <p>イ 河川の維持管理に関する履歴の適切な記録</p> <p>関東地方整備局は、河川管理施設の維持管理に関する履歴として必要な事項を継続的に記録し、適切な維持管理に資する情報として活用を図るため、各事務所に対し、作成要領に即した河川カルテの適切な作成について再度指導を徹底した。</p>
--	--

前回調査において当局が指摘した事項について、8出張所のうち4出張所においては改善されている。

しかし、①経時カルテについて、一部の管理区間の作成にとどまっているもの（荒川上流河川事務所の入間川出張所、西浦和出張所及び熊谷出張所）、②施設カルテについて、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの（江戸川河川事務所の松戸出張所）がみられた。

また、今回新たに調査対象とした出張所において、次のとおり、経時カルテ及び施設カルテが適切に作成されていない。

① 経時カルテについて、基本カルテの作成単位（1km単位の区間）ごとではなく出張所の管轄する全区間をまとめて作成しているもの（江戸川河川事務所の三郷出張所）

② 施設カルテについて、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの（江戸川河川事務所の中川出張所、中川下流出張所及び三郷出張所）

各河川事務所は、河川カルテの活用状況について、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川の変状に大きな影響があった場合に記録するとしているが、現状では、河川の変状を継続的に把握できるものとはなっていない。

## (2) 河川区域内の土地の不法占用等の解消

### ア 不法占用への対応

関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、不法占用を停止させ、また、不法占用の拡大や再発を防止するために、更に次の措置を強化する必要がある。

① 河川敷へ通ずる車道ゲートの施錠、不法占用に係る区画への立入りを防止する柵又はバリケードの設置等の再発防止策を徹底すること。

## (2) 河川区域内の土地の不法占用等の解消

### ア 不法占用への対応

関東地方整備局は、以下のとおり、不法占用を停止させ、また、不法占用の拡大や再発を防止するための措置を更に強化している。

なお、平成30年4月に開催した管内河川事務所の担当課長会議及び担当者会議において、今回の行政評価・監視の調査対象事務所以外の事務所に対しても行政評価・監視の結果等を周知し、それを踏まえた指導を行った。

② 前回指摘した不法占用事例のうち、解消に至っていないもの及び今回の調査で新たに把握した不法占用事例についても、いつまでにどのような是正措置を行うか具体的な対応方針を定め、河川事務所が段階的な指導を着実に実施しているか進捗管理を徹底するとともに、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分や簡易代執行等を速やかに行うこと。

<調査結果>

関東地方整備局管内の一級河川8水系における平成29年3月末現在の不法占用及び不法工作物の設置件数は、全体で3,372件であり、内訳は係留施設や倉庫などの工作物が2,474件、工作物以外の田畑等による不法占用が898件となっている。

今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における河川区域の占用状況を現地調査した結果、次の状況がみられた。

(ア) 河川区域内国有地における工作物の設置等

前回調査において、河川区域内の土地の形状を変更し、家屋や小屋等を建築し、コンテナや駐車場を設置しているものや廃棄物を大量に投棄しているものなどが5事例みられた。

今回これら5事例について改善状況を確認したところ、4事例は関東地方整備局による改善のための措置が講じられ、原状回復されている。これらの中には、事業者が、昭和55年頃から不法占用を開始するとともに、隣接地を盛土することによりその範囲を拡大し、駐車場、コンテナ、小屋を設置し、不法占用が長期にわたり継続されていたものがあつたが、荒川上流河川事務所による継続的な指導の結果、平成27年6月に不法占用が解消された事例もみられた。

しかし、1事例については、河川区域内（堤防整備予定地）に居住の用に

河川敷地の不法占用の排除を図るための継続的な取組として、平成26年度に「不法占用、係留・投棄、処理台帳」の記載要領を作成し、一年間の指導経過がより適切に確認できるものとした上で、各河川事務所から不法占用等に係るヒアリングを実施している。

指摘があり解消に至っていない不法占用事例については、不法占用等に係るヒアリングにより、是正措置の進捗管理を一層徹底し、違法状態を解消するために適切な行政指導、対応措置を行っている。なお是正されていないものについては、強制措置も視野に入れ対応を検討している。

また、現地の状況等を踏まえ再発防止策を徹底している。

(ア) 河川区域内国有地における工作物の設置等

[河川区域内での居住：利根川上流河川事務所]

平成30年4月に自宅を訪問し、直接指示書を手交した。その際、引っ越し作業を予定していることも併せて確認した。引き続き、移転状況の確認及び移転督促を行っていく。

[コンテナ・船舶等：江戸川河川事務所]

行為者2者のうち、特定団体Aに対して指導した結果、平成30年3月に単独所有である船舶全4隻が撤去された。一方、特定団体Bに対しても同様に指導しているが、撤去されていないことから、引き続き指導を行っていく。

[ホームレスが起居する小屋：荒川上流河川事務所]

ホームレスが起居する小屋6棟のうち、1棟については、ホームレスが生活保護を受けて退去したことから、準備が整い次第撤去する予定である。

[釣り小屋：荒川上流河川事務所]

供されている家屋が存在している。これについて、利根川上流河川事務所は、河川改修事業の支障になることから早期に立ち退くよう指導を継続した結果、居住者から平成30年以内に退去する意思表示がされたとして、現在その改善の状況を見守っているとしている。

一方、今回の現地調査において、新たに次の事例がみられた。

① コンテナ等の設置

特定団体が、江戸川の高水敷において、コンテナを設置している。

江戸川河川事務所は平成29年10月18日に、当該団体の関係者を現地  
に立ち合わせ、撤去するよう指導している。

② ホームレスが起居する小屋の設置

ホームレスが、荒川左右岸の河川敷において、小屋（約6棟）を設置し  
起居している。

荒川上流河川事務所は、当該ホームレスに対して、河川巡視及びホーム  
レス合同巡視の際に、小屋の撤去を指導している。

③ 釣り小屋の設置

釣り人が、荒川左右岸の河川区域において、釣り小屋（33棟）を設置  
し、休憩や倉庫代わりに使用している。

荒川上流河川事務所は、釣り小屋に撤去を求める警告書を貼付してい  
る。

(イ) 低水路における栈橋等の設置

前回調査において、船舶の係留又は水上バイクの利用のために設けた栈橋  
及び釣り台（釣りをする目的で設けられた足場、台座等）の設置が、利根川

各工作物に警告書を貼付し、自主的な撤去を促していたが、自主撤去が進ま  
なかったことから、平成30年2月23日～3月2日にかけて不法占用が集中して  
いる箇所で簡易代執行を実施し、3棟の小屋を撤去した。引き続き、河川巡視  
等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるも  
のの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行  
等強制措置の実施を検討する。

(イ) 低水路における栈橋等の設置

〔利根川上流河川事務所〕

残存する栈橋2基のうち、所有者が判明している1基については、平成29年  
11月に自主撤去を指導する警告看板を設置したが、平成30年3月の河川巡視  
において引き抜かれていることを確認したため、同日再設置した。引き続き是  
正指導を継続していく。

一方、所有者が判明していない1基については、平成29年11月に自主撤去  
を指導する警告看板を設置したが、平成30年2月の河川巡視において引き抜か  
れていることを確認したため、同日再設置した。当該栈橋については船舶が係  
留されている状況が見受けられることから、引き続き河川巡視等により監視を  
継続し、所有者の確知に努め、是正指導を継続していく。

〔江戸川河川事務所〕

指摘のあった栈橋のうち、4基については平成29年12月19日に簡易代執行  
により撤去している。

残りの栈橋については、平成30年4月及び5月に警告書を貼付して自主撤去  
を促している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努  
めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案し  
た上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

上流河川事務所（18基）、利根川下流河川事務所（56基）、江戸川河川事務所（約30基）及び荒川上流河川事務所（約500基）においてみられた。

今回これらについて改善状況を確認したところ、利根川上流河川事務所は、河川管理上の支障があるとし、簡易代執行により16基の撤去を進めた結果、残存する栈橋は2基となっている。

また、江戸川河川事務所は、警告書の貼付によって8基が自主撤去されたとしている。

一方、利根川下流河川事務所及び荒川上流河川事務所は、栈橋及び釣り台について、設置者を特定できないこと、また、利用実態を把握するための調査を行っていないため廃棄物として処理することもできないことから、栈橋等の自主撤去を促すために警告書の貼付による指導を続けているが、簡易代執行の実施には至らず、多数設置されている栈橋等の撤去は進んでいない。

(ウ) 河川区域内国有地における不法耕作

前回調査において、不法耕作が5事例（荒川上流河川事務所）みられた。これらのうち2事例については、河川改修事業の実施に際して、荒川上流河川事務所による重点的な是正指導が行われたことから、不法耕作は解消した。

一方、3事例については、当面、河川改修工事が見込まれないこと、不法耕作者の特定が難しいことなどの理由から、荒川上流河川事務所は、自主撤去を促すため、段階的な指導を行っているとしているが、依然として不法耕作が継続している。

〔利根川下流河川事務所〕

平成30年1月に警告看板を設置して自主撤去を促している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

〔荒川上流河川事務所〕

各工作物に警告書を貼付し、自主的な撤去を促していたが、自主撤去が進まなかったことから、平成30年2月23日～3月2日にかけて不法占用が集中している箇所では簡易代執行を実施し、19基の釣り台を撤去した。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

(ウ) 河川区域内国有地における不法耕作

〔荒川上流河川事務所〕

指摘のあった不法耕作の事例については、大型警告看板の設置や、既設看板の更新を行うなど、自主的な撤去を促している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

(エ) 河川区域内における廃棄物の放置、建設残土等の堆積

〔廃棄物の放置：荒川上流河川事務所〕

当該箇所の土地、建物を取得し、事業を承継したとする新たな法人が判明したことから、是正指導をした結果、国有地上のドラム缶の全部を撤去する意向

<p>(エ) 河川区域内における廃棄物の放置、建設残土等の堆積</p> <p>前回調査において、廃棄物の放置、建設残土等の堆積が 11 事例（荒川上流河川事務所）みられた。</p> <p>これらの事例について、荒川上流河川事務所は、是正指導の対象者が特定できず、また、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に対応する必要性は低いと考えられるものについては、経過観察を続ける等としている。</p> <p>① 産業廃棄物と思われるドラム缶の放置（1 事例）</p> <p>シンナー再生業を営む法人が長期にわたり、当該法人の所有地に大量のドラム缶を放置しており、その一部が河川区域内の国有地に置かれている。</p> <p>本事例について、荒川上流河川事務所は、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に何らかの措置を講じなければならないものではないとの判断をしつつ、段階的な指導を繰り返しているとしている。</p> <p>荒川上流河川事務所は、平成 28 年に法人の代表者が死亡したため、改めてドラム缶の所有者を特定した上で、是正指導を行うとしている。</p> <p>② 建設残土等の堆積（10 事例）</p> <p>これら 10 事例はいずれも、河川区域内の私有地に個人又は法人が建設残土等を搬入し、堆積しているものである。これらについては、残土の新たな搬入が停止されてから久しく、堆積された残土が樹林化している。</p> <p>荒川上流河川事務所は、これらの事例の多くは、建設残土等の堆積を行った個人又は法人代表者の死亡や法人の解散などにより、是正指導の相手が特定できないこと、また、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に対応する必要性は低いことから、経過観察を続けるとしている。</p>	<p>を示している。引き続き、相手方の撤去作業を注視していく。</p> <p>〔建設残土等の堆積：荒川上流河川事務所〕</p> <p>平成 30 年 4 月に警告看板の日付更新済みであり、今後も警告看板の日付更新を行い行為者の所在連絡先の特定を進め、所在連絡先が判明した場合は文書により指導を行う。</p>
--	---



なお、関東地方整備局は、管内河川事務所が扱う不法占用事案のうち、各河川事務所の判断により河川管理上の支障があるものや解決が困難となっているものについて、その是正を促進するため、同局及び河川事務所にて検討する場として、「不法行為等に関するヒアリング」（以下「不法行為ヒアリング」という。）及び不法占用に限らず、管内において情報の共有が必要と考えられる事案（例えば、大規模な占用許可申請案件等）を扱う「懸案事項ヒアリング」をそれぞれ年1回程度実施している。平成29年1月に開催された不法行為ヒアリングでは14件、7月開催の懸案事項ヒアリングでは4件について、報告・検討が行われている（調査対象4河川事務所分）。

#### イ ホームレスへの対応

関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、ホームレスへの効果的な退去、工作物等の撤去指導に資するため、更に次の措置を強化する必要がある。

- ① 収集したホームレスのデータを分析し、地方公共団体がホームレスへの指導に当たる際に優先順位を付して指導できるよう情報提供するとともに、合同巡視等で河川区域からの退去、工作物等の撤去指導において有効に活用すること。
- ② 行動計画で定めている関係機関等との連絡調整を推進するとともに、地方公共団体の福祉部局等との間で情報の伝達、共有を一層推進すること。

#### <調査結果>

##### (ア) 河川区域内におけるホームレスの人数

関東地方整備局管内の河川区域内に起居するホームレスの人数は、平成

#### イ ホームレスへの対応

関東地方整備局は、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、以下のとおり、ホームレスへの効果的な退去、工作物等の撤去指導に資するため、次の措置を更に強化している。

なお、平成30年1月から実施した不法行為ヒアリング、同年4月に開催した管内河川事務所の担当課長会議及び担当者会議において、今回の行政評価・監視の調査対象事務所以外の事務所に対しても行政評価・監視の結果等を周知し、それを踏まえた指導を行った。

行動計画で定めている関係機関等との連絡調整等を推進している。また、収集したホームレスのデータを分析し、地方公共団体がホームレスの指導に当たる際に優先順位を付して指導できるよう、可能な限り情報提供に努めるとともに、合同巡視等で河川区域からの退去、工作物等の撤去指導において有効に活用している。

29年2月時点で10河川事務所管内の1,079人と、27年2月時点と比べると64人減少している。

(イ) ホームレスへの対応状況

今回、関東地方整備局におけるホームレスへの対応状況を調査した結果、次の状況がみられた。

a ホームレス対策に関する行動計画の策定

関東地方整備局は、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、ホームレス対策を行うに当たっての河川管理者の役割を定めるとともに、指針となるべき同局としての統一的な事項を定めた「ホームレス対策に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）を平成16年10月に策定している。同計画においては、局、河川事務所、出張所が一丸となってホームレス対策に取り組むとともに、ホームレスの自立支援施策を担う雇用、福祉等を担当する関係機関との連絡調整を積極的に行い、問題の総合的な解決に貢献することとしている。

b ホームレス合同巡視及び地方公共団体等との連携

関東地方整備局管内の河川事務所は、行動計画に基づき年2回（夏期：出水期前、冬期：年末頃）、ホームレスに係るデータ（①工作物の概況、面積等、②ホームレス数、③自立を望むホームレス数、④以前に起居していた場所、⑤福祉施策の観点から必要なデータなど）の収集を行うこととされている。

ちなみに、荒川下流河川事務所の場合、沿川市区の福祉部局や所轄警察署等との合同巡視を通じたデータ収集のほか、不法に設置されている小屋や放置された荷物（以下「工作物等」という。）を撤去する指導を行っており、また、沿川市区の福祉部局等と連携し、ホームレスの自立支援や健康相談も行っている。

このような合同巡視などの取組もあって、平成27年4月1日以降、関東地方整備局管内において、河川管理者による指導に基づき退去したホー

ムレスは3人、自立支援センターへの入所又は就職により退去したホームレスは19人に上っている。

一方、合同巡視における河川管理者と地方公共団体の福祉部局等との連携の在り方を巡っては、一部の地方公共団体から、①福祉部局は、自立支援の視点を持ってホームレスと接しているが、河川管理者は、河川の適正な管理という視点から対応しており、現場での接し方に相違がある。合同巡視を実施する前に互いの役割を確認することでより効果的な取組となる、②ホームレスの動静について、河川事務所と地方公共団体の福祉部局等の連絡が円滑に行われていない、などの意見が寄せられているほか、夏期に実施する合同巡視の必要性を疑問視する地方公共団体もある。

また、関東地方整備局は、平成16年の行動計画策定時、市区町村に対し、同計画を周知しているのみであり、合同巡視以外では河川管理者と地方公共団体との情報共有は特段行っていないとしている。さらに、今回の調査において、調査対象6市区から聴取したところ、いずれの担当者も行動計画を承知していない。

c ホームレスへの指導、支援に当たっての集積されたデータの活用

関東地方整備局は、河川管理者の立場からすると、ホームレスが河川区域内に起居することは、洪水時に自身の生命・身体へ危険が及ぶだけでなく、小屋等が流出することにより、河川管理施設の損傷につながるおそれが生ずることや、他の河川利用者が河川を利用する際の妨げになることを河川区域内の全てのホームレスに一律に説明し、河川区域からの退去、工作物等の撤去を指導するとしている。

しかし、基本方針においては、「一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。」とされている。

今回、関東地方整備局が保有する河川区域内に起居するホームレスの実態把握データのうち、1,043人分のデータを当局が集計したところ、①性

別は男性が 96.5%、②平均年齢は 65 歳、③現在の河川敷で起居を始めてからの期間は平均 9 年 10 か月、④ホームレスの不法占用面積は平均 19.5 m<sup>2</sup> (最大 525 m<sup>2</sup>)、⑤現金収入のある者 586 人 (56.2%)、⑥就労 (自立) の意思のある者 444 人 (42.6%) となっている。

また、ホームレスについて、①100 m<sup>2</sup>以上の面積を不法占用している者が 40 人おり (上記 1,043 人の 3.8%、この 40 人が全体の 38.4%を占める 7,801 m<sup>2</sup>を不法占用)、中には 525 m<sup>2</sup>の土地を不法占用している者がみられること、②就労 (自立) の意思のある者 444 人のうち、就職につながりやすいと考えられる 59 歳以下の者が 84 人 (18.9%) みられること等の広範な土地を不法占用する者の解消、ホームレスの自立支援に有効な情報などが、データを集計することにより得られる。

なお、関東地方整備局は、収集したホームレスのデータを地方公共団体に提供しているものの、自立支援を求めている者を抽出するなどのデータ分析までは行っておらず、河川区域からの退去、工作物等の撤去指導において収集データを更に有効活用する余地があると認められる。

### (3) 不法係留船対策の推進

関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、不法係留船を解消するため、更に次の措置を強化する必要がある。

- ① 不法係留船を発見した場合には、警告看板を設置するなど必要な初動対応を着実に実施するとともに、速やかに船舶所有者の特定を行うこと。
- ② 船舶所有者が不明な場合には、簡易代執行を、船舶所有者が明らか場合には、指示書の交付等是正のための措置を着実に実施すること。
- ③ なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分及び行政代執行等を速やかに行うこと。

### (3) 不法係留船対策の推進

関東地方整備局は、以下のとおり、不法係留船を解消するための措置を更に強化している。

なお、平成 30 年 4 月に開催した管内河川事務所の担当課長会議及び担当者会議において、今回の行政評価・監視の調査対象事務所以外の事務所に対しても行政評価・監視の結果等を周知し、それを踏まえた指導を行った。

平成 27 年度に作成した不法係留船の所有者確認に係るマニュアルに基づき、不法係留船を発見した場合の初動対応や、警告表示・指示書の交付等の是正措置を着実に

<調査結果>

前回調査において、当局は、不法係留船対策について、不法係留船の所有者確認に係るマニュアルを作成し、警告表示、指示書の交付等の是正措置を着実に実施し、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分又は簡易代執行を遅滞なく行うことにより、違法状態の解消を図る措置を講ずるよう関東地方整備局に対し指摘した。関東地方整備局は、同指摘を受け、不法係留船に関する所有者確認を促進するため、平成27年8月に「不法係留船に関する所有者確認の手引き（関東地方整備局河川部水政課）」を作成している。

しかしながら、今回、関東地方整備局及び同局管内の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所の不法係留船対策の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

ア 関東地方整備局管内における不法係留船の状況

関東地方整備局管内の一級河川8水系における平成28年度の不法係留船数は、全体では3,548隻であり、前回調査における直近の25年度の不法係留船数3,192隻から356隻増加しており、依然として多数の不法係留船が存在している。

平成28年度における不法係留船の内訳は、プレジャーボート2,991隻(84.3%)、漁船479隻(13.5%)、事業用船が78隻(2.2%)となっている。

また、今回、調査対象とした河川事務所ごとの平成28年度の不法係留船数は、利根川上流河川事務所は341隻(9.6%)、利根川下流河川事務所382隻(10.8%)、江戸川河川事務所226隻(6.4%)及び荒川上流河川事務所21隻(0.6%)となっている。

さらに、今回、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所が管理する河川における不法係留船の状況について、当局が現地調査した結果、次の状況がみられた。

① 利根川下流河川事務所が管轄する利根川右岸において、5か所に不法係

実施している。なお是正されていないものについては、強制措置も視野に入れ対応を検討している。

ア 関東地方整備局管内における不法係留船の状況

[利根川下流河川事務所]

平成30年1月に船体番号の調査を実施した結果、45隻中22隻の船体番号が判明した。船体番号が判明したものについては、船体番号による所有者確認を行い、随時指導を行う。

船体番号が判明しなかった23隻については、地元住民及び漁協へ聞き取り等を行い所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

[江戸川河川事務所]

毎年度実施している不法係留船舶調査の際に、警告書を貼付して自主的な撤去を促している。更に、当該調査により判明した船舶所有者に対して指示書を交付している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

[荒川上流河川事務所]

指摘のあった不法係留船3隻のうち、2隻(荒川1隻、入間川1隻)については、平成30年1月及び2月に簡易代執行を実施している。

残る1隻については警告看板を設置して自主撤去を促している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

留船約 45 隻がみられた。

- ② 江戸川河川事務所が管轄する江戸川において、3か所に不法係留船9隻、また、中川において、15か所に約50隻の不法係留船がみられた。
- ③ 荒川上流河川事務所が管轄する荒川及び入間川において、各1か所に不法係留船がそれぞれ2隻及び1隻がみられた。

イ 不法係留船の監督処分及び是正措置等の実施状況

今回、関東地方整備局及び同局管内の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所の不法係留船の監督処分及び是正措置等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 関東地方整備局管内における平成23年度から28年度までの不法係留船に対する監督処分、行政代執行及び簡易代執行の実績をみると、過去6年間で、簡易代執行が25年度において3件、26年度2件、27年度1件実施されている。
- ② 上記各河川事務所における是正措置等の実施状況は、次のとおりである。
  - i) 利根川下流河川事務所は、平成16年7月に利根川下流部水面利用協議会を設立し、17年7月に「利根川下流部係留船対策計画」を策定し、当該計画の対象区域を利根川本川の同河川事務所の管理区間等とし、不法係留船対策として、暫定係留施設を設置して係留届出制度を設け、係留届出の許可（登録）船舶と無許可（未登録）船舶を区分し、無許可船舶については、不法占用として河川法に基づき対処し、同計画に基づく対策を確実に実施するとしている。

しかしながら、暫定係留施設の占用許可受者として当該協議会で認める漁業協同組合の一部漁業協同組合と暫定係留施設の占用許可に係る協議が整わず、許可船舶と無許可船舶の区分が判然としていない箇所がみられ

イ 不法係留船の監督処分及び是正措置等の実施状況

〔利根川下流河川事務所〕

平成30年1月に船体番号の調査を実施した結果、143隻中54隻の船体番号が判明した。船体番号が判明したものについては、今後、船体番号による所有者確認を行い、随時指導を行う。

船体番号が判明しなかった89隻については、地元住民及び漁協へ聞き取り等を行い所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

〔江戸川河川事務所〕

指摘のあった不法係留船のうち、4隻については、平成30年3月に簡易代執行を実施している。残る不法係留船については、警告書を貼付して自主撤去を促している。引き続き、河川巡視等により監視を継続して所有者の確知に努めるとともに、予算の制約があるものの、河川管理上の支障の程度等を勘案した上で、優先順位をつけ簡易代執行等強制措置の実施を検討する。

た。同河川事務所銚子出張所の不法係留処理台帳 14 件（計 143 隻）を確認したところ、許可船舶と無許可船舶の区分が明確となっておらず、不法係留船に対する警告看板の設置や警告書の貼付などの必要な初動対応が行われていないほか、船舶所有者の特定も行われていないものがみられた。

- ii) 江戸川河川事務所は、不法係留船の巡視等による把握や実態調査を行い、船体への番号の表示の有無を確認の上、日本小型船舶検査機構に船体番号等を照会するなどして船舶所有者の特定を行うとともに、警告看板の設置や警告書の貼付を行い、登録船舶など船舶所有者が判明した船舶について、船舶所有者に対し、河川法第 77 条の規定に基づき、河川監理員により指示書を送付し、個別に自主撤去を求めている状況がみられた。

なお、平成 22 年プレジャーボート全国実態調査結果では、中川の不法係留船は 251 隻であったが、29 年 3 月現在の不法係留船数は 121 隻と減少している状況がみられるものの、未だ 100 隻を超える不法係留船が存在している。

(4) 占用許可申請等の適正化

関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、土地の占用許可申請等の適正化を推進するため、更に次の措置を強化する必要がある。

- ① 占用許可期間が経過しているものについて、占用者に対して、速やかに占用許可の更新申請を行うよう指導すること。
- ② 未設置の河川占用許可標識について、占用者に対して、速やかに標識を設置するよう指導すること。
- ③ 河川巡視等の際に河川占用許可標識の記載内容を確認し、標識に占用者の連絡先など必要事項を明記するよう、標識の設置者に対する指導を徹底す

(4) 占用許可申請等の適正化

関東地方整備局は、以下のとおり、土地の占用許可申請等の適正化を推進するための措置を更に強化している。

なお、平成 30 年 4 月に開催した管内河川事務所の担当課長会議及び担当者会議において、今回の行政評価・監視の調査対象事務所以外の事務所に対しても行政評価・監視の結果等を周知し、それを踏まえた指導を行った。

占用許可期間が経過しているものについて、占用許可の継続を希望する者に対しては、速やかに許可を受けるよう指導しており、江戸川河川事務所、利根川下流河川事

ること。

<調査結果>

今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における占用許可事務の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

ア 占用許可の更新申請がされていないもの

前回調査において、当局が指摘した、占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている71件のうち、57件は更新されている。しかし、江戸川河川事務所の14件は未だ占用許可の更新申請がされていない。

また、今回新たに調査した結果、占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっているものが次のとおりみられた。

- ① 利根川下流河川事務所：4件
- ② 江戸川河川事務所：27件
- ③ 荒川上流河川事務所：2件

イ 河川占用許可標識が設置されていないもの

前回調査において、当局が指摘した、河川占用許可標識が設置されていない10事例のうち、5事例は設置されている。しかし、次の5事例は河川占用許可標識が設置されていない。

- ① 占用許可を受けている農耕地について、河川占用許可標識が設置されていないもの：3事例（利根川下流河川事務所）

務所、荒川上流河川事務所においては順次更新している。

河川占用許可標識について、未設置のものについては速やかに標識を設置し、必要事項が記載されていないものについては必要事項を記載するよう、占用者に対して指導を徹底している。

ア 占用許可の更新申請がされていないもの

〔利根川下流河川事務所〕

○今回調査で確認した4件について、4月末日時点の状況

- ・許可 1件
- ・申請指導中 3件

〔江戸川河川事務所〕

○前回調査時の24件のうち、まだ更新申請が行われていない14件について、4月末日時点の状況

- ・許可 2件
- ・申請指導中 12件

○今回調査で確認した27件について、4月末日時点の状況

- ・許可 14件
- ・占用廃止 7件
- ・申請指導中 6件

〔荒川上流河川事務所〕

○今回調査で確認した2件について、4月末日時点の状況

- ・許可 1件
- ・申請指導中 1件



② 一括して占有許可を受けている施設のうち一部施設について、河川占有許可標識が設置されていないもの：2事例（利根川下流河川事務所）

また、今回新たに調査した結果、一括して占有許可を受けている施設のうち、一部の施設について河川占有許可標識が設置されていないものが2事例（利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所）みられた。

ウ 河川占有許可標識の記載事項が適正でないもの

今回新たに調査した結果、河川占有許可標識において必要とされている記載事項のうち、占有者の連絡先や所轄河川事務所・出張所の記載がないものが4事例（利根川下流河川事務所：2事例、江戸川河川事務所：1事例、荒川上流河川事務所：1事例）みられた。

イ 河川占有許可標識が設置されていないもの

〔利根川下流河川事務所〕

○前回調査時10事例のうち、まだ設置が行われていない3事例について、4月末日時点の状況

- ・設置済 1事例
- ・設置指導中 2事例

〔利根川下流河川事務所〕

○前回調査時10事例のうち、まだ設置が行われていない2事例について、4月末日時点の状況

- ・設置指導中 2事例

〔利根川下流河川事務所〕

○今回調査で確認した1事例について、4月末日時点の状況

- ・設置済 1事例

〔江戸川河川事務所〕

○今回調査で確認した1事例について、4月末日時点の状況

- ・設置指導中 1事例

ウ 河川占有許可標識の記載事項が適正でないもの

〔利根川下流河川事務所〕

○今回調査で確認した1事例について、4月末日時点の状況（事務所・出張所名未記載）

- ・記載済 1事例

○今回調査で確認した1事例について、4月末日時点の状況（連絡先未記載）

- ・記載指導中 1事例

## 2 海岸での防御と一体となった洪水、津波・高潮対策の推進

関東地方整備局は、津波による河川沿岸の住民の安全の確保及び被害の軽減の観点から、津波・高潮対策を推進するため、事業主体等について関係地方公共団体との合意を形成し、施設計画上の津波を設定して、早急に河川部と海岸部の一体となった防御を推進する必要がある。

### <調査結果>

今回、関東地方整備局、茨城県及び千葉県における利根川河口部の津波・高潮対策の実施状況について調査した結果、次の状況がみられた。

#### (1) 関東地方整備局等による津波・高潮対策

##### ア 前回調査における所見表示事項

前回調査において、関東地方整備局は、海岸管理者である茨城県及び千葉県との情報共有を図っているものの、河川津波対策通知にある施設計画上の津波の設定に至っておらず、利根川河口部左岸から 3.0 km 上流まで及び同河口部右岸 4.0 km 上流までの区間を河川整備計画において堤防の整備区間としていなかった。これを踏まえ、当局は、関東地方整備局に対し、「津波による

### [江戸川河川事務所]

○今回調査で確認した 1 事例について、4 月末日時点の状況

・記載済 1 事例

### [荒川上流河川事務所]

○今回調査で確認した 1 事例について、4 月末日時点の状況

・記載済 1 事例

## 2 海岸での防御と一体となった洪水、津波・高潮対策の推進

関東地方整備局では、茨城県及び千葉県の関係部局と情報交換・意見交換を行い、利根川河口部の津波・高潮対策について、調査及び検討を進めているところである。引き続き、関係機関と一層の連携を図り、調査及び検討を進め、利根川河口部に必要な対策を実施することにより、津波・高潮による災害の発生の防止又は軽減を図ってまいりたい。

河川沿岸の住民の安全の確保及び被害の軽減の観点から、河川津波対策について、河川整備計画の見直しを視野に入れ、関係地方公共団体と一層の連携を図るとともに、速やかに施設計画上の津波を設定し、河川部と海岸部の一体となった防御を推進する必要がある。」との所見表示を行っている。

#### イ 今回調査結果

今回、前回調査における指摘事項の改善状況を調査したところ、関東地方整備局は、利根川河口部の津波・高潮対策について、平成26年7月から29年9月までに茨城県との間で11回、26年8月から28年12月までに千葉県との間で4回協議を行っている。同局は、28年12月の協議において、茨城県及び千葉県に「当該区域は漁港区域内であることから、漁港管理者が主体となって整備するもの」と同局の意向を説明している。

当該説明の理由として、関東地方整備局は、現在、利根川河口部は漁港施設として茨城県及び千葉県がそれぞれ河川法の占用許可を受け継続的に使用していることから、施設整備の主体は漁港管理者とするのが適当と考えられるためとしている。

しかし、茨城県及び千葉県は、河川の津波・高潮対策に関しては、河川法に基づき河川管理者が整備するものとしており、現時点において、関東地方整備局は、利根川河口部の津波・高潮対策について、両県と継続的に協議を進めているものの、事業主体や事業内容（以下「事業主体等」という。）について結論に至っておらず、施設計画上の津波が未設定であり、河川部と海岸部が一体となった防御が進んでいない。

#### (2) 津波・高潮対策に係る地方公共団体からの要望

利根川河口部左岸の茨城県神栖市（波崎東部地域）及び右岸の千葉県銚子市（市街地河口地域）は、東日本大震災時の河川津波により、床上浸水等の被害を受け、また、神栖市においては、台風等による利根川の増水により、住宅地

や道路への浸水被害が度々発生している。

そこで、両市は、平成 27 年 3 月 24 日、関東地方整備局長に対し、利根川河口部において堤防整備区間となっていない区間（茨城県側（左岸）においては、河口から上流 3.0 km までの区間、千葉県側（右岸）においては、河口の - 1.0 km から上流 4.0 km までの区間）における河川の治水対策及び津波・高潮対策の早期事業化を求める要望書をそれぞれ提出している。

また、茨城県は、平成 29 年 6 月、「平成 30 年度 国の施策及び予算に関する提案・要望」の中で、現在、関東地方整備局によって行われている築堤事業の早期完了とともに、「利根川河口部の洪水対策及び津波対策を河川整備計画の整備内容に追加し、早期事業化を図ること」を要望事項として国土交通省に提出している。

このような状況を踏まえ、利根川河口部における津波・高潮対策は早急に対応すべき課題となっているものと認められる。